

令和2年10月23日
厚生労働省
消費者庁
農林水産省

令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく 食品表示基準の弾力的運用の終了について

厚生労働省は、災害救助法の適用を受けた被災地への食品の円滑な供給を図るために実施していた食品表示基準の弾力的な運用について、令和2年11月23日をもって終了する旨を、消費者庁及び農林水産省と連名で関係機関に通知しましたので、お知らせします。

<添付資料>

- ・令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について

お問い合わせ先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
担当者：伊藤、久下
代表：03-5253-1111（内線 2359）

消費者庁表示対策課
担当者：宮本、伊藤
代表：03-3507-8800（内線 2612）
ダイヤルイン：03-3507-9126

農林水産省消費・安全局
消費者行政・食育課
担当者：福田、加藤
TEL：03-3502-8111（内線 4630）
直通：03-6744-1703